第十九条の十の五第二項中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改める。

第十九条の十一第四項第二号を削り、同項第三号中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十九第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四十一条の十九第一項第四号」を「第四十一条の十九第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第四十一条の十九第一項第五号」を「第四十一条の十九第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第七項第一号イ(3)中「ロ(4)、ハ(3)、ニ(4)及びホ(4)」を「ロ(3)、ハ(4)及びニ(4)」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十九第一項第二号」に改め、同号ハ(2)中「第四項第三号」を「第四項第二号」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第四十一条の十九第一項第四号」を「第四十一条の十九第一項第三号」に改め、同号ニ(2)中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号ニ(3)中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第四十一条の十九第一項第五号」を「第四十一条の十九第一項第四号」に、「第八条第一項」を「平成十七年法律第二十四号）第八条第一項」に改め、同号ホ(1)及び(3)中「第四項第五号」を「第四項第四号」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「第五号」を「第四号」に改める。

第十九条の十二第一項中「第四十一条の二十一第三項に規定する特例適用申告書」を「第四十一条の二十一第五項に規定する特例適用申告書」に改め、同項第四号イ中「第四十一条の二十一第二項第二号」を「第四十一条の二十一第四項第二号」に、「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に改め、同号ニ中「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に改め、同項第六号中「第八項第五号」を「第十一項第五号」に改め、同項第八号イ中「第四十一条の二十一第二項第一号」を「第四十一条の二十一第四項第一号」に改め、同条第二項中「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二十一第六項」を「第四十一条の二十一第八項」に改め、同条第四項及び第五項中「第四十一条の二十一第七項」を「第四十一条の二十一第九項」に改め、同条第六項及び第七項中「第二十六条の三十第十一項」を「第二十六条の三十第十二項」に改め、同条第十一項中「第二十六条の三十第十三項」を「第二十六条の三十第十四項」に改め、同項第四号中「第四十一条の二十一第六項（同条第八項」を「第四十一条の二十一第八項（同条第十項」に、「第二十六条の三十第十一項」を「第二十六条の三十第十二項」に改め、同項第六号中「第四十一条の二十一第二項第六号」を「第四十一条の二十一第四項第六号」に改め、同条第十二項中「第二十六条の三十第十三項」を「第二十六条の三十第十四項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第四十一条の二十一第十項」を「第四十一条の二十一第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14　法第四十一条の二十一第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十二条の十の六第三項の規定の適用については、同項の規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第四十一条の二十一第一項の規定並びに」とする。

二　所得税法施行規則第六十七条の規定の適用については、同条の表第五十七条第一項（取引の記録等）の項中「有する非居住者」とあるのは、「有する非居住者（租税特別措置法第四十一条の二十一第一項（外国組合員に対する課税の特例）の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

三　所得税法施行規則第八十四条の二第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払をする者については、同項のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

四　所得税法施行規則第百二条の規定の適用については、同条第七項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

第二十条の二を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の二　施行令第二十七条の五第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第一号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この条において「特定加盟者」という。）を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（同号に規定するエネルギーをいう。以下この条において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、同号の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第二十七条の五第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下この条において「経済産業局長等」という。）が確認した旨を証する書類（以下この条において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする特定加盟者が設置している同号に規定する工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長等が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

第二十条の五第一項中「及び第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、「いう」の下に「。第四項において同じ」を加え、「同条第五項」を「同令第十条に規定する事業に係るものに限るものとし、同令第三条第五項」に改め、「もの」の下に「とする。」を加え、同条第二項中「第四十二条の十第一項第一号」を「第四十二条の十第一項」に、「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものとして財務省令」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第第四十二条の十第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認とする。

第二十条の六第一項中「第十五条第一項第二号」を「（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十五条第二号」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第一項第一号」を「第四十二条の十一第二項」に、「同号」を「同項」に改める。

第二十条の七の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第二十七条の十二第一項」を「第二十七条の十二第三項（同条第十二項において準用する場合を含む。）」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度に係る次項及び第四項又は次項第五項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二条の二十九第二項及び第四項又は同条第二項及び第五項に規定する書類の写し）とする。

第二十条の七第三項を次のように改める。

3　施行令第二十七条の十二第四項から第六項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第一項第二号ロ(1)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（同条第四項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十条の七第四項中「第二十七条の十二第八項」の下に「から第十項まで」を加え、「第四十二条の十二第二項」を「第四十二条の十二第一項」に改め、「法第四十二条の十二第五項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けた」を削り、「うち当該」の下に「法人が受けた」を加え、同条第五項中「第二十七条の十二第九項」を「第二十七条の十二第十一項」に、「第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十二第二項」に、「第四十二条の十二第五項第十二号」を「第四十二条の十二第四項第十四号」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条